

# 障害者支援施設等 指導監査基準

(令和3年10月15日適用)

## 《対象施設》

- 障害者支援施設
- 児童福祉施設（福祉型障害児入所施設）
- 児童福祉施設（医療型障害児入所施設）
- 児童福祉施設（福祉型児童発達支援センター）

神奈川県

福祉子どもみらい局 福祉部  
障害サービス課監査グループ

根拠法令等の略語

|                |  |
|----------------|--|
| 障害者支援施設等指導監査指針 | 障害者支援施設等に係る指導監査について<br>別添 障害者支援施設等指導監査指針<br>(障発第0426003号 平成19年4月26日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 基準条例           | 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日 条例第13号)   |
| 児童基準条例         | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日 条例第5号)   |

# 障害者支援施設等指導基準 目次

## 第1 適切な利用者支援の確保

- 1 一般原則
- 2 利用者支援の充実
  - (1) 個別支援計画、記録の整備
  - (2) 給食
  - (3) 入浴
  - (4) 排泄、おむつ交換
  - (5) 被服、寝具
  - (6) 介護
  - (7) 訓練
  - (8) 児童の処遇
  - (9) 医学的管理
  - (10) レクリエーションの実施等
  - (11) 家族との連携
  - (12) 苦情
  - (13) 実施機関との連携
  - (14) 給付金として支給を受けた金銭の管理
  - (15) 虐待の防止
- 3 利用者の生活環境等の確保
- 4 自立、自活等への支援援助
  - (1) 生産活動に関する適切な措置等
  - (2) 工賃
  - (3) 実習先の確保
  - (4) 求人の開拓
  - (5) 就職後の相談支援の継続
  - (6) 児童への職業指導
- 5 預り金

## 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保

- 1 施設の運営管理体制の確立
    - (1) 定員の遵守
    - (2) 諸規程の整備
    - (3) 帳簿の整備
  - 2 必要な職員の確保と職員処遇の充実
    - (1) 職員の配置
    - (2) 労働基準法等関連法規の遵守及び健康管理等
    - (3) 業務体制の確立及び職員研修等
  - 3 施設の安全・衛生
    - (1) 建物、設備の維持管理
  - 4 防災対策の充実強化
  - 5 事故発生時の対応等
  - 6 運営費の弾力運用
  - 7 その他
    - (1) 地域との連携
- 【別表】設備に関する基準
- 【別表】設備に関する基準(児童)
- 【別表】人員に関する基準
- 【別表】人員に関する基準(児童)
- 【別表】規模

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|---|--|---|
| <p><b>第1 適切な利用者支援の確保</b></p>  |  |   |
| <p><b>1 一般原則</b></p>  |  |   |
| <p><u>施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</u><br/> <u>施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1</p>                                |   |
| <p>（障害者支援施設の一般原則）<br/>                 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</p> <p>（最低基準の目的）<br/>                 第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（児童福祉施設の一般原則）<br/>                 第5条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行っているか。</p> | <p>基準条例第3条第2項</p> <p>児童基準条例第2条</p> <p>児童基準条例第5条第1項</p> | <p>・利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めていない。</p> <p>・児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行っていない。</p> |

※ 指導監査では、主に下線を付した事項を確認します。

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p><b>2 利用者支援の充実</b></p> <p><u>（1）個別支援計画は、適切に策定されているか。</u></p> <p>ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。<br/>また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。</p> <p>イ <u>個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(1)</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(1)</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(1)</p> |  |
| <p>（障害者支援施設の一般原則）<br/>障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第16条において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。</p> <p>（施設障害福祉サービス計画の作成等）<br/>障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行っているか。</p> | <p>基準条例第3条第1項</p> <p>基準条例第16条第1項</p> <p>基準条例第16条第2項</p>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画が作成されていない。</li> <li>・その効果について継続的な評価を実施していない。</li> <li>・利用者に対して適切かつ効果的な施設障害福祉サービスの提供につとめていない。</li> <li>・サービス管理責任者が施設障害福祉サービス計画を作成していない。</li> <li>・アセスメントを行っていない。</li> <li>・支援内容の検討を行っていない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等              | 評価の基準   |
|--|--------------------|---|
| <p>サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接を行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し、面接の趣旨について十分に説明を行い、当該利用者の理解を得ているか。</p>   | <p>基準条例第16条第3項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントを面接をして行っていない。</li> </ul>  |
| <p>サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、サービス管理責任者は、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携についても、当該施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> | <p>基準条例第16条第4項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の理解を得ずに面接を行っている。</li> <li>・計画の原案を作成していない（事例がある）。</li> <li>・記載項目が不足している。</li> </ul> |
| <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>  | <p>基準条例第16条第5項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス管理責任者が計画の作成に係る会議を開催していない。</li> </ul>  |
| <p>サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得ているか。</p>  | <p>基準条例第16条第6項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス管理責任者が利用者又は家族に説明していない。</li> <li>・文書により同意を得ていない。</li> </ul>                        |
| <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しているか。</p>   | <p>基準条例第16条第7項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を交付していない。</li> </ul>  |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|--|--|--|
| <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サービス計画を変更しているか。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。</p> <p>施設障害福祉サービス計画に変更があった場合、第2項から前項に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>(1) 定期的に利用者に面接すること。<br/>(2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p> <p>（施設障害福祉サービスの取扱方針）<br/>障害者支援施設は、次条（第16条）第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> | <p>根拠法令等<br/>基準条例第16条第8項</p> <p>基準条例第16条第9項</p> <p>基準条例第15条第1項</p> | <p>評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス管理責任者がモニタリングを行っていない。</li> <li>・ サービス管理責任者が見直しを行っていない。</li> <li>・ サービス管理責任者が必要に応じて計画を変更していない。</li> <li>・ 計画変更があった場合の手続きは上記に同じ。</li> <li>・ サービス管理責任者が定期的に面接を行っていない。</li> <li>・ 結果を記録していない。</li> <li>・ 施設支援計画に基づいた適切な支援を提供していない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|---|--|---|
| <p>（入所支援計画の作成）<br/>福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた障害児入所支援に係る計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しているか。</p> <p>（児童と起居を共にする職員等）<br/>医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第70条の規定を準用する。</p> <p>（生活指導等）<br/>福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第68条第1項及び第70条の規定を準用する。</p> <p>（生活指導等）<br/>医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第68条第1項、第70条及び第82条の規定を準用する。</p> | <p>児童基準条例第70条</p> <p>児童基準条例第79条第2項</p> <p>児童基準条例第85条</p> <p>児童基準条例第89条</p> | <p>・計画が作成されていない。</p> <p>・計画の作成が不十分である。</p> <p>※ 計画策定に係る児童相談所との定期的な連絡協議は概ね年1回は実施されているが、援助方針を踏まえた計画策定までは規定されていない。（児童養護施設とは相違）</p> |
| <p>ウ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。</p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(1)</p>  | <p>・利用者の支援の状況に関する記録がない。</p>   |



指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等                                 | 評価の基準  |
|---|---------------------------------------|--|
| <p><u>（２）給食を実施する場合は、適切な食事を提供するように努められているか。</u></p> <p><u>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</u></p> <p><u>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</u></p> <p><u>ウ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。</u></p> <p><u>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</u></p> <p><u>オ 保存食は、一定期間（２週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</u></p> | <p>障害者支援施設等指導監査指針第 1-1-(2)</p>        |  |
| <p>（食事）<br/>障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由なく、食事の提供を拒んでいないか。</p> <p>障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p>  | <p>基準条例第27条第1項</p> <p>基準条例第27条第2項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由がなく食事の提供を拒んでいる事例がある。</li> <li>・ 利用者に対し施設における食事の有無（提供する食事の内容及び費用について）を説明していない。</li> <li>・ 利用者に対し施設における食事の有無（提供する食事の内容及び費用）について説明が不十分である。</li> <li>・ 食事の提供について、利用者への説明と利用者の同意が確認できない。</li> <li>・ 食事の提供について、利用者の同意が確認できない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等                                     | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p>障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p>                         | <p>基準条例第27条第3項</p>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況及び嗜好を考慮していない。</li> <li>・利用者の身体状況の変化等（前年度比較、特徴等）を確認、反映していない。</li> <li>・必要な栄養管理を行っていない。</li> <li>・利用者への食事の提供が適切な時間に行われていない。</li> <li>・嗜好調査、残食（菜）調査、検食等を行っていない。</li> </ul> |
| <p>障害者支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行っているか。</p>  | <p>基準条例第27条第4項</p>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ作成された献立に従って調理を行っていない。</li> </ul>  |
| <p>障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>   | <p>基準条例第27条第5項</p>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所等の指導を受けていない。（栄養士を置かないとき）</li> </ul>   |
| <p>保存食（給食原材料及びは調理済食品）を一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保存しているか。</p>   | <p>社会福祉施設における衛生管理について（H9.3.31社援施第65号）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食原材料・調理済食品の保存期間が2週間(336時間)未満になっている。</li> <li>・給食原材料（及び、又は調理済食品）を一切、保存していない。</li> </ul>  |
| <p>（食事）<br/>児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行っているか。</p> | <p>児童基準条例第14条第1項</p>                      |  |
| <p>2 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含む献立にしているか。</p>   | <p>児童基準条例第14条第2項</p>                      |  |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p>3 前項に定めるもののほか、児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮しているか。</p> <p>4 児童福祉施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行っているか。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。</p> <p>給食の適正な運営のため、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して給食運営の改善に努めるよう、援助及び指導を行っているか。</p> | <p>児童基準条例第14条第3項</p> <p>児童基準条例第14条第4項</p> <p>児童基準条例第14条第5項</p> <p>児童福祉施設における給食業務に関する援助及び指導について（H17.3.29 局長連名通知）</p> | <p>・給食に関する会議を開催していない。</p>  |
| <p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(2)</p>   |  |
| <p>（衛生管理等）<br/>障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>（衛生管理等）<br/>児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じているか。</p>   | <p>基準条例第38条第1項</p> <p>基準条例第38条第2項</p> <p>児童基準条例第13条第1項</p>  | <p>利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていないかった。</p> <p>障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていなかった。</p> <p>利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていないかった。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|---|--|--|
| <p>児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p><b>調理員等の検便検査</b></p> <p>調理従事者は臨時職員を含め、月1回以上の検便検査を実施しているか。</p> <p>検便検査項目に不足がないか。（赤痢菌・サルモネラ属菌・O-157）</p> | <p>児童基準条例第13条第2項</p> <p>社会福祉施設における衛生管理について（H9.3.31社援施第65号）</p> <p>大量調理マニュアルⅡ-5-(4)②</p> <p>大量調理マニュアルⅡ-5-(4)②</p> | <p>児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検便検査を全く実施していない。</li> <li>・検便検査を実施していない月がある。</li> <li>・検便検査の未実施の月がある職員がいる。</li> <li>・検便検査項目が不足している。</li> <li>・ノロウィルスの検便検査を実施していなかった。</li> </ul> |

| 指導基準（障害者支援施設等）  |   |  |
|---|---|--|
| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
| <p>(3) 適切な入浴等の確保がなされているか。<br/>           利用者の入浴又は清しきは、適切な方法により行われているか。<br/> <u>特に、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設定するなどにより入浴等が確保されているか。</u></p> <p>(4) 利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p>(5) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(3)</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(4)</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(5)</p>                           |  |
| <p>(介護)</p> <p>障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、当該者が身体を清潔に維持できるよう、適切な方法により入浴させ、又は清しきしているか。</p> | <p>基準条例第19条第1項</p> <p>基準条例第19条第2項</p> <p>基準条例第19条第3項</p> <p>基準条例第19条第4項</p> <p>基準条例第38条第1項</p> <p>児童基準条例第13条第4項</p> | <p>・施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により介護を行っていない。</p> <p>・入浴日が行事日、祝日等に当たった場合の代替日を設定するなどにより入浴等が確保されていない。</p> <p>・適切な方法により排せつの自立のための必要な援助を行っていない。</p> <p>・おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていない。</p> <p>衛生的な被服及び寝具を確保していなかった。</p> |

| 指導基準（障害者支援施設等）  |   |   |
|---|---|---|
| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準   |
| <p>（6）生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>（7）<u>自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</u></p>           | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(1)</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(2)</p> |   |
| <p>（介護）</p> <p>障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p>  | <p>基準条例第19条第1項</p> <p>基準条例第19条第5項</p>                       | <p>・施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により介護を行っていない。</p> <p>・利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っていない。</p>  |
| <p>（訓練）</p> <p>障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> | <p>基準条例第20条第1項</p> <p>基準条例第20条第2項</p>                       | <p>・利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っていない。</p> <p>・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っていない。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|--|--|--|
| <p><u>（８）児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。</u></p> <p><u>ア 基本的生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。</u></p> <p><u>イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。</u></p> <p><u>ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。</u></p> <p><u>エ 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。</u></p><br><p><u>オ おこづかい等の用途について、適切な指導が行われているか。</u></p> <p><u>カ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など）</u></p> <p><u>キ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-（3）</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針どおり行っていない。（監査実施時に現場で判断すること）</li> <br/> <li>・ 指針どおり行っていない。（監査実施時に現場で判断すること）</li> </ul> |
| <p>（生活指導及び学習指導）<br/>福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するよう日常生活においてこれを行っているか。</p> <p>（児童と起居を共にする職員等）<br/>医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第64条、第68条、第69条及び第72条の規定を準用する。</p> <p>（生活指導等）<br/>福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第68条第1項及び第70条の規定を準用する。</p> <p>（生活指導等）<br/>医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第68条第1項、第70条及び第82条の規定を準用する。</p> | <p>児童基準条例第68条第1項</p><br><p>児童基準条例第79条第1項</p><br><p>児童基準条例第85条</p><br><p>児童基準条例第89条</p> |  |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準 |
|---|--|-------|
| <p>（心理学的及び精神医学的診査）<br/>主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行っているか。ただし、当該診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</p> <p>（心理学的及び精神医学的診査）<br/>主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第73条の規定を準用する。</p> <p>主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第73条の規定を準用する。</p> | <p>児童基準条例<br/>第73条</p> <p>児童基準条例<br/>第77条</p> <p>児童基準条例<br/>第83条</p> |       |



| 指導基準（障害者支援施設等）   |   |  |
|--|---|--|
| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準  |
| (9) 医学的管理は、適切に行われているか。   | 障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(6)  |  |
| <u>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</u>  |   |  |
| <p>(健康管理)<br/>障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p> <p>障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。</p> <p>(入所した者及び職員の健康診断)<br/>児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。<br/>児童相談所等における児童の入所前の健康診断<br/>⇒ 入所時の健康診断<br/>児童が通学する学校における健康診断<br/>⇒ 定期の健康診断又は臨時の健康診断</p> | <p>基準条例<br/>第29条第1項</p> <p>基準条例<br/>第29条第2項</p> <p>児童基準条例<br/>第15条第1項</p> <p>児童基準条例<br/>第15条第2項</p> | <p>・利用者の健康診断を実施していない、又は年2回実施していない。</p> <p>・利用者の健康診断を年2回実施していない事例がある。</p> <p>・保育所等での健康診断を施設の入所時の健康診断（定期健康診断又は臨時健康診断）に代えていたが、健康診断の結果を入手しておらず、把握してなかった。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等                         | 評価の基準 |
|--|-------------------------------|-------|
| <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施の解除、停止その他の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しているか。</p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に注意を払っているか。</p> | <p>児童基準条例<br/>第15条第3項、第4項</p> |       |
| <p>（入所した児童に対する健康診断）<br/>主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しているか。</p>  | <p>児童基準条例<br/>第74条</p>        |       |
| <p>2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しているか。</p>  |                               |       |
| <p>（入所した児童に対する健康診断）<br/>主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における第15条第1項に規定する入所時の健康診断については、第74条第2項の規定を準用する。</p>   | <p>児童基準条例<br/>第78条</p>        |       |
| <p>（入所した児童に対する健康診断）<br/>第84条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しているか。</p>   | <p>児童基準条例<br/>第84条</p>        |       |
| <p>（入所した児童に対する健康診断）<br/>医療型児童発達支援センターにおける第15条第1項に規定する入所時の健康診断については、第74条第2項の規定を準用する。</p>  | <p>児童基準条例<br/>第88条</p>        |       |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|---|--|--|
| <p>（衛生管理等）<br/>                     障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めているか。<br/>                     （１）当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。<br/>                     （２）当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。<br/>                     （３）当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>（衛生管理等）<br/>                     障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めているか。<br/>                     （１）当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。<br/>                     （２）当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。<br/>                     （３）当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> | <p>根拠法令等<br/>                     基準条例<br/>                     第38条第2項</p> <p>児童基準条例<br/>                     第13条第3項</p> | <p>感染症等が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていない。</p>                            |
| <p>サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医が置かれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）<br/> <u>また、個々の利用者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(6)</p>  | <p>・個々の利用者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われていなかった。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|--|--|---|
| <p>（職員の配置の基準）<br/>障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとしているか。<br/>⇒ 別添、【別表】人員に関する基準のとおり</p> <p>（職員）<br/>施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとしているか。<br/>⇒ 別添、【別表】人員に関する基準（児童）のとおり</p> | <p>基準条例第4条</p> <p>児童基準条例<br/>第67条、第76条第5項、第81条</p> | <p>・各基準に基づいた各種職員や夜間に直接処遇職員を配置していない。</p> <p>・各基準に基づいた各種職員や夜間に直接処遇職員を配置していない。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等                         | 評価の基準   |
|---|-------------------------------|---|
| <p>(10) <u>適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(7)</p> |   |
| <p>(社会生活上の便宜の供与等)<br/>障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。</p>  | <p>基準条例第28条第1項</p>            | <p>・適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていない。</p>   |
| <p>(11) <u>家族との連携に積極的に努めているか。</u><br/><u>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。</u><br/><u>相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(8)</p> |   |
| <p>(社会生活上の便宜の供与等)<br/>障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>   | <p>基準条例第28条第3項</p>            | <p>・常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていない。</p>  |
| <p>(保護者等との連絡)<br/>福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司（法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司をいう。第82条において同じ。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めているか。</p> | <p>児童基準条例第72条</p>             | <p>・児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導について、協力を求めているか。</p> |
| <p>(児童と起居を共にする職員等)<br/>医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第64条、第68条、第69条及び第72条の規定を準用する。</p>             | <p>児童基準条例第79条</p>             |   |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準 |
|--|---|-------|
| <p>（保護者等との連絡）<br/>                     福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めているか。</p> <p>（生活指導等）<br/>                     医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第68条第1項、第70条及び第82条の規定を準用する。</p> | <p>児童基準条例<br/>                     第82条</p> <p>児童基準条例<br/>                     第89条</p> |       |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準   |
|--|---|---|
| <p>(12) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(9)</p>                                 |   |
| <p>(苦情への対応等)<br/> <u>障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</u></p> | <p>基準条例第42条第1項</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決に対する取組が全く行われていない。</li> </ul>   |
| <p>(苦情への対応)<br/> <u>児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</u></p>      | <p>児童基準条例第20条第1項</p>  |   |
| <p>2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者を関与させているか。</p> | <p>児童基準条例第20条第2項</p>  |   |
| <p>苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。<br/>         苦情解決のための要綱整備、第三者委員の選任、苦情解決体制（担当者、第三者委員の氏名及び連絡先を含む）の周知などを図っているか。</p>    | <p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日厚生省通知）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決の第三者委員を選任していない。</li> <li>・ 苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談や苦情を受け付ける体制となっていない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方） | 根拠法令等 | 評価の基準   |
|-------------|-------|---|
|             |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決体制について、保護者等にお知らせを配布していない。わかりやすい場所にポスターを掲示するなどの周知を図っていない。</li> <li>・ 苦情解決体制の第三者委員の氏名、連絡先等を利用者へ周知していない。</li> </ul> |



指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等                          | 評価の基準  |
|--|--------------------------------|--|
| <p>(13) <u>実施機関との連携が図られているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(10)</p> |  |
| <p>（障害福祉サービス事業者等との連携等）<br/>                     障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> | <p>基準条例第13条</p>                | <p>・市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めていない。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等                        | 評価の基準  |
|--|------------------------------|--|
| <p><u>(14) 利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適切に行われているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導指針第1-1-(11)</p> |  |
| <p>（給付金として支払を受けた金銭の管理）<br/>                 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しているか。</p> <p>(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>(4) 当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。</p> | <p>基準条例第32条</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付金をその他の財産と区分していない。</li> <li>・ 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていない。</li> <li>・ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。</li> <li>・ 利用者が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等                            | 評価の基準 |
|--|----------------------------------|-------|
| <p>（給付金として支払を受けた金銭の管理）<br/>乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所している児童に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p> | <p>根拠法令等<br/>児童基準条例<br/>第16条</p> |       |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p>(15) 虐待の防止に努めているか。</p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(12)</p>  |  |
| <p>(障害者支援施設の一般原則)<br/>                     障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</p> <p>障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じるよう努めているか。</p> <p>(虐待の防止)<br/>                     障害者支援施設は、<u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めているか。</u><br/>                     (1) <u>当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会</u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）<u>を定期的</u>に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。<br/>                     (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、<u>虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。<br/>                     (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための<u>担当者を置くこと。</u></p> <p>(虐待等の禁止)<br/>                     児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないか。</p> | <p>基準条例第3条第2項</p> <p>基準条例第3条第3項</p> <p>基準条例第44条の2</p> <p>児童基準条例第10条</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が利用者に対して適切でない対応をした事例がある。</li> <li>・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を設置する等の体制を整備していない。</li> <li>・人権の擁護、虐待の防止等に係る職員への研修を実施していない。</li> <li>虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。</li> <li>虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果を従業員に周知していない。</li> <li>年1回以上定期的な研修の実施をしていない。</li> <li>虐待防止のための担当者として、サービス管理責任者等を配置していない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準                 |
|--|--|-----------------------|
| <p>被措置児童等虐待とは、障害児入所施設の長、その職員その他の従業者（以下「施設職員等」と総称する。）が、入所する児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p><br><p>障害者福祉施設従事者等が、当該障害福祉施設に入所し、その他当該障害福祉施設を利用する障害者について行う又は当該障害福祉サービス事業等にかかるサービスの提供を受ける障害者について次のいずれかに該当する行為（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）を行っていないか。</p> <p>1 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</p> <p>2 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>3 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>4 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、前三号に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>5 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p> | <p>児童福祉法<br/>第33の10</p><br><p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）<br/>第2条第7項</p> | <p>・障害者虐待が行われている。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|---|--|--|
| <p>障害者福祉施設従事者等障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めているか。</p>   | <p>障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第79号）<br/>第6条第2項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待の早期発見に努めていない。</li> </ul>   |
| <p>障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しているか。</p>  | <p>障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第79号）<br/>第7条</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者が、市町村に通報していない。</li> </ul>                                |
| <p>被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しているか。</p> | <p>児童福祉法<br/>第33条の12</p>                     |  |
| <p>（身体的拘束等の禁止）<br/>障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p>  | <p>基準条例第40条第1項</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急やむを得ない場合以外で、身体的拘束等を行っている。</li> </ul>  |
| <p>障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>   | <p>基準条例第40条第2項</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （○月○日の）身体的拘束等を行った際の記録がない。</li> <li>・ 身体的拘束の態様等によって、記録等が行われていない事例がある。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|---|--|--|
| <p>障害者支援施設は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めているか。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>身体的拘束を行う場合は、利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合であるか。</p> <p>身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替の介護方法を検討しているか。（なお、やむを得ず行動制限等を行う際には、それ以外の方策がなかったか。）</p> <p>身体的拘束を行うことは、一時的な対応となっているか。</p> <p>利用者本人や家族等に身体的拘束の内容、理由、拘束の時間（時間帯）、期間等できるかぎり詳細に説明しているか。</p> <p>身体的拘束に関する説明書、経過観察記録など適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p>実際に身体的拘束等を行う場合、常に観察、再検討を行い、やむを得ない理由等の把握・改善を図っているか。</p> | <p>根拠法令等<br/>基準条例第40条第3項</p> <p>「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」令和2年10月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室</p> | <p>評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していない。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。</li> <li>・研修を年1回以上定期的実施していない。</li> <li>・身体拘束を行うことによる本人への悪影響を勘案し、それでも身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認していない。</li> <li>・緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合の代替策等の検討が行われていない。</li> <li>・一時的な対応となっていない。</li> <li>・緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合、利用者等への詳細な説明を行っていない。</li> <li>・緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合の経過や実施記録等が整備されていない。</li> <li>・緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合の観察・検討が十分に行われていない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p><b>3 利用者の生活環境等の確保</b></p>  |   |  |
| <p><u>施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-2</p>   |  |
| <p>ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。<br/>         また、障害に応じた配慮がなされているか。<br/>         イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。<br/> <u>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切にされているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-2</p>   |  |
| <p>（設備の基準）<br/>         運営上必要な設備を次のとおり設けているか。<br/>         ⇒ 別添、【別表】設備に関する基準、【別表】設備に関する基準（児童）のとおりに</p> <p>（構造設備）<br/>         障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものか。</p> <p>（児童福祉施設の一般原則）<br/>         児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。</p> | <p>基準条例第10条<br/>         児童基準条例第66条、75条、80条、86条</p> <p>社会福祉法第63条<br/>         児童福祉法施行規則第37条</p> <p>基準条例第8条第1項</p> <p>児童基準条例第5条第5項</p> | <p>・使用内容の変更によって設備基準に不適合となっている。</p> <p>・設備の使用内容を変更している。</p> <p>・施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮していない。</p> <p>・施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮していない。</p> |



指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等                         | 評価の基準  |
|--|-------------------------------|--|
| <p><b>4 自立、自活等への支援援助</b></p>   |                               |  |
| <p><u>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</u></p> <p>(1) <u>生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うよう努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措置を講じているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(1)</p> |  |
| <p>(生産活動)</p> <p>障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>(1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。</p> <p>(2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮すること。</p> <p>(3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。</p> <p>(4) 防塵(じん)設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。</p> | <p>基準条例第21条</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産活動の機会の提供に当たって、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮されていない。</li> <li>・利用者の障害の特性等を踏まえた工夫をしていない。</li> <li>・生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じていない。</li> </ul> |
| <p>(2) <u>生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(2)</p> |  |
| <p>(工賃)</p> <p>障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に対し、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p>   | <p>基準条例第22条第1項</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への工賃の支払いについて、定めに則していない等不適切な事例があった。<br/>(一部不払い等利用者に不利益な対応の場合。)</li> </ul>  |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|--|--|--|
| <p>2 就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3千円を下回っていないか。</p> <p>3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者1人当たりに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しているか。</p>                                       | <p>基準条例第22条第2項</p> <p>基準条例第22条第3項</p> <p>基準条例第40条第2項</p> | <p>・利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額が、3千円を下回っている。</p> <p>・工賃の目標水準が設定されていない。</p> <p>・工賃の目標水準及び工賃の平均額が利用者に通知されていない。</p> <p>・工賃の目標水準及び工賃の平均額が知事（県）へ報告されていない。</p> |
| <p><u>（3） 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(3)</p>                            | <p>・実習の受入先の確保に努めていない。</p>  |
| <p>（実習の実施）</p> <p>障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しているか。</p> <p>障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めているか。</p> <p>障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p> | <p>基準条例第23条第1項</p> <p>基準条例第23条第2項</p> <p>基準条例第23条第3項</p> | <p>・実習の受入先の確保に努めていない。</p> <p>・（就労継続支援B型の提供に当たっては）実習の受入先の確保に努めていない。</p> <p>・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター他、関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めていない。</p>                 |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|--|--|--|
| <p><u>（４） 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(4)</p>                            |  |
| <p>（求職活動の支援等の実施）<br/>                 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。</p> <p>障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p> | <p>基準条例第24条第1項</p> <p>基準条例第24条第2項</p> <p>基準条例第24条第3項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援していない。</li> <li>・公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めていない。</li> <li>・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めていない。</li> </ul> |
| <p><u>（５） 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(5)</p>                            |  |
| <p>（職場への定着のための支援の実施）<br/>                 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行っているか。</p>  | <p>基準条例第25条第1項</p>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該利用者が就職した日から6月以上継続して支援を行っていない。</li> </ul>   |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|--|---|--|
| <p>障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を支援するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めているか。</p>   | <p>根拠法令等<br/>基準条例第25条第2項</p>  | <p>評価の基準<br/>・当該利用者が就職した日から6月以上継続して支援を行うよう努めていない。</p>                      |
| <p><u>(6) 児童福祉施設関係</u><br/>学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</p> <p>（職業指導）<br/>第69条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に<br/>応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができる<br/>ようこれを行なっているか。<br/>2 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における職<br/>業指導については、第61条第3項の規定を準用する。</p> <p>（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）<br/>第61条<br/>3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態<br/>度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を<br/>行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支<br/>援及び必要に応じ行う実習、講習その他の支援により行わなければ<br/>ならない。</p> <p>（児童と起居を共にする職員等）<br/>第79条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所さ<br/>せる医療型障害児入所施設を除く。以下この項において同じ。）に<br/>おける児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指<br/>導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡についで<br/>は、第64条、第68条、第69条及び第72条の規定を準用する。</p> | <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-<br/>3-(6)</p> <p>児童基準条例<br/>第69条</p> <p>児童基準条例<br/>第79条第1項</p> | <p>評価の基準<br/>・児童に対して、適性、能力等に応じた職業指導を行って<br/>いない。<br/>（監査実施時に現場で判断すること）</p> |

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|--|--|---|
| <p><b>5 預り金</b><br/> <u>(1) 預り金等の取扱いは適正に行われているか。</u></p> <p>預り金依頼書が、本人又は親権者、後見人若しくは代理人から提出されているか。</p> <p>預り金の管理は、個人別となっているか。</p> <p>現金保管額が高額となっていないか。</p> <p>預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別々に定められているか。</p> <p>預り金の収支状況は、施設長により定期的に点検されているか。</p> <p>預り金の払出し時は、利用者から払出し依頼票及び受領書を徴しているか。また、利用者から受領印を徴することが困難な場合は、複数職員立会のもと、授受がなされているか。</p> <p>預り金の収支残高を定期的に利用者、必要に応じて家族等に報告しているか。</p> <p>預り金規程が整備されているか。</p> <p>預り金規程に基づいた取り扱いとなっているか。</p> | <p>社会福祉施設における入所者預り金の管理体制について（平成3年10月24日 福祉部長通知）<br/>                 社会福祉施設等における利用者からの預り金について（平成23年6月30日 地域福祉課保健福祉部長他）</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・①～⑥全てが行われていない。</li> <li>・預り金依頼書が適正に管理されていない。</li> <li>・預り金の管理が個人別となっていない。</li> <li>・預り金の現金保管額が必要最小限となっていない。</li> <li>・預金通帳と印鑑の保管管理を同一の者が行っている。</li> <li>・預り金収支状況の施設長確認が行われていない。</li> <li>・預り金の取扱い体制に改善すべき点がある。</li> <li>・利用者等への報告が行われていない。</li> <li>・預り金規程が作成されていない。</li> <li>・預り金規程に沿った対応になっていない。</li> </ul> |

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等                           | 評価の基準  |
|---|---------------------------------|--|
| <b>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</b>  |                                 |  |
| <p><u>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2</p>         |  |
| <b>1 施設の運営管理体制の確立</b>   |                                 |  |
| <b>(1) 定員の遵守</b>  |                                 |  |
| <p>利用定員及び居室の定員を遵守しているか。</p>   | <p>基準条例第40条第2項</p>              |  |
| <p>(定員の遵守)<br/>                     障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。<br/>                     ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> | <p>基準条例第36条</p>                 | <p>・災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合以外で、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っている。</p> |
| <b>(2) 諸規程の整備</b>   |                                 |  |
| <p><u>必要な諸規程は、整備されているか。</u><br/> <u>管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針1－<br/>(2)</p> |  |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|---|--|---|
| <p>（運営規程）<br/>           障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 提供する施設障害福祉サービスの種類</li> <li>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間</li> <li>(5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員</li> <li>(6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>(7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</li> <li>(8) サービスの利用に当たっての留意事項</li> <li>(9) 緊急時等における対応方法</li> <li>(10) 非常災害対策</li> <li>(11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類</li> <li>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(13) その他運営に関する重要事項</li> </ol> <p>（児童福祉施設内部の規程）<br/>           児童福祉施設（保育所を除く。）は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入所する者の援助に関する事項</li> <li>(2) その他施設の管理についての重要事項</li> </ol> | <p>根拠法令等<br/>           基準条例第34条</p> <p>児童基準条例<br/>           第69条</p> | <p>評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程（、経理規程等）が整備されていない。</li> <li>・運営規程（、経理規程等）が整備されていない。</li> </ul> |
| <p><b>(3) 帳簿の整備</b></p> <p>施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2<br/>           - 1 - (3)</p>                       |   |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等                        | 評価の基準  |
|---|------------------------------|--|
| <p>（記録の整備）</p> <p>障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>(1) 施設障害福祉サービス計画</p> <p>(2) 第40条第2項に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(3) 第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 前条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</p> | <p>根拠法令等</p> <p>基準条例第45条</p> | <p>評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿が全く整備されていない又は重要な帳簿が整備されていないために法人・設備の運営確認に支障が生じているあるいは生じるおそれがある。</li> <li>・施設、職員、設備、備品及び会計に関する記録が整備されていない。</li> <li>・施設運営に必要な帳簿が一部整備されていない。</li> <li>・〇〇(上記記載例)に関する記録を5年間保存していない。</li> </ul> |



指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|---|--|--|
| <p>（帳簿の整備）<br/>                     児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。</p> | <p>根拠法令等<br/>                     児童基準条例<br/>                     第18条</p> | <p>評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帳簿が全く整備されていない又は重要な帳簿が整備されていないために法人・設備の運営確認に支障が生じているあるいは生じるおそれがある。</li> <li>・ 施設、職員、設備、備品及び会計に関する記録が整備されていない。</li> <li>・ 施設運営に必要な帳簿が一部整備されていない。</li> <li>・ ○○（上記記載例）に関する記録を5年間保存していない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等                                     | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p><b>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</b></p> <p><b>(1) 職員の配置</b></p>  |   |  |
| <p>① 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(4)</p>             |  |
| <p>(職員の配置の基準)<br/>障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとしているか。<br/>⇒ 別添、【別表】人員に関する基準、【別表】人員に関する基準（児童）のとおり</p>   | <p>基準条例第4条<br/>児童基準条例第67条、76条、81条、87条</p> | <p>・各基準に基づいた各種職員や夜間に直接処遇職員を配置していない。</p>      |
| <p>② 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(5)</p>             |  |
| <p>第1項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者であるか。<br/>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> | <p>基準条例第4条第3項</p>                         | <p>・専ら当該施設の職務に従事していない。<br/>利用者の支援に支障がある。</p> |
| <p>③ 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(7)</p>             | <p>・育児休業、産休等の代替職員が確保できていない。</p>              |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等                              | 評価の基準  |
|---|------------------------------------|--|
| <p>④ <u>施設長に適任者が配置されているか。</u><br/> <u>ア 施設長の資格要件は満たされているか。</u><br/> <u>イ 施設長は専任者が確保されているか。</u><br/> <u>また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(6)</p>      |  |
| <p>(施設長の資格要件)<br/>                 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。</p> <p>(資格等)<br/>                 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。<br/>                 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）<br/>                 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者<br/>                 三 社会福祉士<br/>                 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者<br/>                 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの</p> | <p>基準条例第7条</p> <p>社会福祉法第19条第1項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長が欠員となっている。</li> <li>・施設長が資格要件を満たしていない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|--|---|--|
| <p>前条（社会福祉法第62条）第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>（施設の設置）<br/>第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 施設の名称及び種類</li> <li>二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況</li> <li>三 条例、定款その他の基本約款</li> <li>四 建物その他の設備の規模及び構造</li> <li>五 事業開始の予定年月日</li> <li>六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴</li> <li>七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法</li> </ol> <p>第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者か。<br/>ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> | <p>社会福祉法第63条</p> <p>社会福祉法第62条</p> <p>基準条例第4条第4項</p> | <p>・施設長の変更を届出していない。</p> <p>・施設長が兼務となっているが、管理運営体制がとれていない。</p> <p>・施設長が兼務となっているが、一部業務に支障がでてい</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準   |
|---|---|---|
| <p><b>(2) 労働基準法等関係法規の遵守及び健康管理等</b></p> <p><u>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</u><br/> <u>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-2-(1)</p>   |   |
| <p><b>就業規則等の整備及び運用</b></p> <p>職員が常時10人以上の施設では就業規則を整備しているか。</p> <p>就業規則等の作成・変更にあたっては、労働組合又は労働者の代表者の意見を聴取しているか。</p> <p>就業規則等を労働基準監督署に届け出ているか。<br/>                     就業規則の変更についても同様の手続きをしているか。</p> <p>年次有給休暇の付与日数は労働基準法に適合しているか。</p> <p>年次有給休暇を10日以上付与される労働者に、年5日の年次有給休暇を取得させているか。</p> <p>産前・産後休業や軽易作業転換、育児時間、変形労働時間制の適用免除、時間外・休日・深夜労働の免除など母性保護に関する制度を、就業規則などで定めているか。</p> | <p>労働基準法第89条</p> <p>労働基準法第90条</p> <p>基準条例第40条第2項</p> <p>労働基準法第39条</p> <p>労働基準法第39条</p> <p>労働基準法第65条、66条、67条、68条</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則が作成されていない。</li> <li>・労働組合又は労働者の代表者の意見を聴いていない。</li> <li>・届けていない。</li> <li>・年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していない。</li> <li>・年次有給休暇の付与日数を、就業規則に明記していない。</li> <li>・年次有給休暇を10日以上付与される労働者に、年5日の年次有給休暇を取得させていない。</li> <li>・母性保護に関する制度の規定がない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p>労働基準法に定められた休暇等は規定されているか。<br/>産前産後休業（多胎妊娠規定）、育児時間、生理休暇等</p> <p>※「生理休暇」は男女雇用機会均等法制定に伴う改正により、「生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置」と変更</p> <p>定年が60歳を下回っていないか。</p> <p>定年（65歳未満のものに限る。）を定めている場合、次のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じているか。<br/>①定年の引き上げ<br/>②継続雇用制度の導入（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度）<br/>③定年の定め廃止</p> | <p>労働基準法第65条、67条、68条</p> <p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「高齢法」という。）第8条</p> <p>高齢法第9条</p> | <p>・育児・介護休業等が就業規則に規定されていない。</p> <p>・多胎妊娠に関する規定等がない。</p> <p>・就業規則の生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置の取得日数が制限されている。</p> <p>定年が60歳を下回っている。</p> <p>定年（65歳未満のものに限る。）を定めているが、高年齢者雇用確保措置を講じていない。</p> |
| <p><b>労働時間</b><br/>1日の労働時間が8時間以内、1週間の労働時間が40時間以内（法定労働時間）であるか。<br/>法定労働時間を超え、または法定休日に労働者を働かせる場合には、あらかじめ労使協定（「時間外労働・休日労働に関する協定」）を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合は労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結する必要がある。</p>   | <p>労働基準法第32条</p> <p>労働基準法第36条</p>   | <p>・労働時間が法定労働時間を超えている。</p> <p>・36条協定を締結せずに、時間外労働をさせている。</p> <p>・労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせている。</p>  |

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|--|---|--|
| <p>（時間外労働・休日労働に関する協定の期間は通常1年程度。）</p> <p>時間外労働の上限を、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間としているか。</p> <p><b>育児・介護休業規定</b></p> <p>育児休業制度について、養育する子が1歳になるまでのほか、1歳2か月までのパパ・ママ育休プラス、1歳6か月までの育児休業の延長、2歳までの育児休業の再延長を就業規則などで定めているか。</p> <p>男性が、その配偶者の産後休業期間中に育児休業を取得・終了している場合には、子が1歳になるまでの間に、再度、育児休業できる制度（「いわゆるパパ休暇」）を、就業規則などで定めているか。</p> <p>3歳未満の子を養育する労働者について、所定時間外労働の免除制度の措置を実施しているか。</p> <p>3歳未満の子を養育する労働者について、勤務時間の短縮等の措置を実施しているか。<br/>要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、勤務時間の短縮等の措置を実施しているか。</p> <p>小学校就学前の子を看護するための時間単位の休暇制度（子の看護休暇）を、就業規則などで定めているか。<br/>要介護状態の対象家族を介護するための介護休業制度を、就業規則などで定めているか。</p> | <p>労働基準法第36条</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育介法」という。）第5条</p> <p>育介法第5条</p> <p>育介法第16条の8</p> <p>育介法第23条</p> <p>育介法第23条</p> <p>育介法第16条の2第1項、第16条の3第1項<br/>育介法第11条</p> | <p>・労使協定の有効期間が過ぎている。</p> <p>・労働時間が法定労働時間を超えている。</p> <p>・育児有業制度についての規定がない。</p> <p>・育児休業の再度取得の特例、いわゆる「パパ休暇」の規定がない。</p> <p>・所定時間外労働の免除制度の措置を講じていない。</p> <p>・勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p> <p>・勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p> <p>・設けていない。</p> <p>・介護休業制度の規定がない。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|--|---|--|
| <p>要介護状態の家族等を介護するための時間単位の休暇制度（介護休暇）を、就業規則などで定めているか。</p>          | <p>育介法第16条の6、第16条の7</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休暇の規定がない。</li> </ul>                   |
| <p><b>非常勤職員就業規則</b><br/>非常勤職員を雇用している場合、非常勤職員就業規則を整備しているか。</p>    | <p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、「パートタイム・有期雇用労働者法」という。）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備していない。</li> </ul>                      |
| <p>事業主は短時間労働者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の法令を遵守しているか。</p> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇の付与がない。</li> </ul>                 |
| <p>最も賃金が低い労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているか。</p>                         | <p>最低賃金法第4条</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があった。</li> </ul> |
| <p>パートタイム労働者、契約社員などにも育児休業制度を適用することを、就業規則などで定めているか。</p>           | <p>最低賃金法第7条<br/>育介法第5条</p>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業の規定がない。</li> </ul>                   |
| <p>パートタイム労働者、派遣社員、契約社員など正社員以外の労働者が介護休業できる旨を、就業規則などで定めているか。</p>   | <p>育介法第11条</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休業の規定がない。</li> </ul>                   |



指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|--|--|---|
| <p>所定労働日数が少ないパートタイム労働者等にも年次有給休暇を付与しているか。</p>   | <p>労働基準法第39条</p>   | <p>・年次有給休暇の付与の規定がない。</p>  |
| <p><b>給与規程及び職員給与</b><br/>                     給与規程を整備しているか。<br/>                     （給与規程は就業規則の一部）</p> <p>・給与規程の必須項目：<br/>                     賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</p>    | <p>労働基準法第15条、89条</p>   | <p>・年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していない。</p> <p>・給与規程が整備されていない。<br/>                     （就業規則に給与に関する定めがない場合）</p> <p>・給与規程の必須項目がない。</p> |
| <p>給与規程を労働基準監督署へ届け出ているか。</p>   | <p>労働基準法第89条</p>   | <p>・届けていない。</p>   |
| <p><b>諸手当</b><br/>                     時間外労働・深夜労働・休日労働に対して法定の割増賃金（割増率は時間外労働、深夜労働は2割5分以上、休日労働は3割5分以上、月60時間を超える時間外労働は5割以上）を支払っているか。<br/>                     ※中小事業主に対する月60時間を超える時間外労働の割増率の提供</p> | <p>労働基準法第37条</p>   | <p>・休日（時間外）労働の割増賃金が支給されていない。</p> <p>・割増賃金の規定がない。（実態は支給されている。）</p>   |
| <p><b>社会保険・源泉徴収事務</b><br/>                     労災保険、健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険への加入は適正に行われているか。</p>   | <p>労災保険法第3条<br/>                     健康保険法第3条<br/>                     厚生年金保険法第6条第1項<br/>                     雇用保険法第5条</p> | <p>・社会保険に加入していない。</p>   |

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|---|--|---|
| <p><b>労働基準法に基づく協定等</b><br/>宿直又は日直業務に従事させる場合、労働基準監督署長の許可を受けて実施しているか。</p> <p>・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合は労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結する必要がある。<br/>(時間外労働・休日労働に関する協定の期間は通常1年程度。)</p> <p>・賃金から法廷外の経費を控除している場合は、賃金控除協定を締結しているか。<br/>・賃金から給食費や親睦会費等法令に定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様に労働者の代表者等と「賃金控除協定」を締結する必要がある。</p> <p><b>職員の人事管理</b><br/>職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。<br/>・使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して次の賃金その他の労働条件を書面で明示しなければならない。</p> <p>①労働契約の期間<br/>②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準<br/>③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項<br/>④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させつ場合における就業時転換</p> <p>⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給<br/>⑥退職（解雇の事由を含む。）<br/>※有期労働契約の更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。</p> | <p>労働基準法第41条第3号<br/>労働基準法施行規則第23条、第34条</p> <p>労働基準法第24条</p> <p>労働基準法第15条<br/>労働基準法施行規則第5条第2項</p> | <p>・宿（日）直勤務について許可を得ていない。<br/>※非常勤で専門の方を雇用した場合も許可が必要</p> <p>・宿（日）直勤務について、許可と就労実態が相違している。<br/>・労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせている。</p> <p>・労使協定の有効期間が過ぎている。</p> <p>・協定を締結していない。</p> <p>・職員の採用時に雇用書等を交付していない。</p> <p>・試用期間について、就業規則と雇用契約書が相違している。</p> <p>・雇用書等に明示されていない業務に従事している職員がいる。</p> <p>・更新の有無について、書面の交付により明示されなかった。</p> <p>・更新の基準について、書面の交付により明示されなかった。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準   |
|--|---|---|
| <p>・非常勤職員に雇用通知書（雇用契約書）を交付し、勤務条件を明確にしているか。</p> <p>①労働契約の期間<br/>②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準<br/>③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項<br/>④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させつ場合における就業時転換<br/>⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給<br/>⑥退職（解雇の事由を含む。）<br/>※有期労働契約の更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。</p> <p>・非常勤職員を雇用したときは、次の事項を文書の交付、ファックス、メール、SNS等での送信等で明示しているか。<br/>①昇給の有無<br/>②退職手当の有無<br/>③賞与の有無<br/>④雇用管理の改善等に関する相談窓口（会社がパートタイム労働者からの苦情を含めた相談を受ける際の受付先）</p> <p>パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、次のいずれかの措置を講じているか。<br/>①通常の労働者を募集する場合に、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知すること。<br/>②通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与えること。<br/>③パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設けるなど、通常の労働者への転換を推進するための措置。</p> <p>勤務体制が労働基準法上、適正であるか。</p> | <p>パートタイム・有期雇用労働者法第6条</p> <p>パートタイム・有期雇用労働者法第6条</p> <p>パートタイム・有期雇用労働者法第13条</p> <p>労働基準法第32条、35条</p> | <p>・労働条件を明示した雇用契約書等を交付していない。</p> <p>・雇用契約書等に労働条件を明示していない。</p> <p>・パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、必要な措置を講じているか。</p> <p>・勤務時間等が労働基準法等に沿っていない。</p> |

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p><b>(2) 労働基準法等関係法規の遵守及び健康管理等</b></p> <p>イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-2-(1)</p>   |  |
| <p><b>衛生管理者等</b></p> <p>労働者が常時50人以上の施設は、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>労働者が常時10人以上50人未満の施設等においては、衛生推進者を選任しているか。</p> <p>労働者が常時50人以上の施設は、労使で構成する衛生委員会（施設管理者衛生管理者、産業医、衛生に監視経験を有するもの）を設け、月1回以上、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせているか。</p> <p><b>健康診断</b></p> <p>雇入れ時の健康診断を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行わなければならない。</li> <li>ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者について、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合、その健康診断に相当する項目については実施しなくてもよい。</li> <li>常時使用するパートタイマー（非常勤職員）についても、労働契約に期間の定めのないパートタイマーや1年以上引続き使用されることが予定されている者で、1週間の所定労働時間が当該事業所の同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上の者は、対象となる。</li> </ul> | <p>労働安全衛生法第12条（衛生管理者の選任）<br/>労働安全衛生法第13条（産業医の選任）</p> <p>労働安全衛生法第12条の2（安全衛生推進者等）</p> <p>労働安全衛生法第18条（衛生委員会）</p> <p>労働安全衛生法第66条<br/>労働安全衛生規則第43条</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理者を選任していない。</li> <li>衛生推進者を選任していない。</li> <li>衛生委員会を設置していない。</li> <li>雇入れ時の健康診断を実施していない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p>（雇入れ時健康診断の健康診断項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既往症及び業務歴の調査</li> <li>・自覚症状及び他覚症状の有無の検査</li> <li>・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力検査）</li> <li>・胸部エックス線検査</li> <li>・血圧の測定</li> <li>・貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）</li> <li>・肝機能検査（GOT（血清グルタミンクオキサロアセチックトランスアミナーゼ）、GPT（血清グルタミンクピルピックトランスアミナーゼ）及びγ-GTP（ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ）</li> <li>・血中脂質検査（低比重リポ蛋白（LDL）コレステロール、高比重リポ蛋白（HDL）コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査）</li> <li>・血糖検査</li> <li>・尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の調査）</li> <li>・心電図検査</li> </ul> <p>定期健康診断を適正に実施しているか。</p> <p>（健康診断項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既往歴及び業務歴の調査</li> <li>・自覚症状及び他覚症状の有無の検査</li> <li>・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査</li> <li>・胸部エックス線検査及び喀痰検査</li> <li>・血圧の測定</li> <li>・貧血検査</li> <li>・肝機能検査</li> <li>・血中脂質検査</li> <li>・血糖検査</li> <li>・尿検査</li> <li>・心電図検査</li> </ul> <p>深夜業務従事者は6か月ごとの健康診断を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査項目のうち胸部エックス線検査は年1回でよいこと。</li> <li>・医師の判断で省略できる基準も年1回に準じる。</li> </ul> | <p>労働安全衛生法第66条<br/>労働安全衛生規則第44条</p> <p>労働安全衛生法第66条<br/>労働安全衛生規則第45条</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の定期健康診断を実施していない。</li> <li>・職員の定期健康診断の未受診者がいる。</li> <li>・夜勤を行う職員の健康診断を実施していない。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|---|---|--|
| <p>健康診断の結果、労働者の健康保持のため必要と認められる場合は適切な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断は実施すればよいのではなく、結果を十分に検討し、職場の衛生管理に反映させること。</li> </ul> <p>具体的には医師の所見があった者へのアドバイスをを行う。</p>      |   |  |
| <p>健康診断の記録を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、5年間保存する。</li> </ul>   | <p>労働安全衛生法第66条の3<br/>労働安全衛生規則第51条</p>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の記録を整備していない。</li> </ul>                                       |
| <p>常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署に提出しているか。</p>   | <p>労働安全衛生法第100条<br/>労働安全衛生規則第52条</p>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>定期健康診断の結果を報告していない。</li> </ul>                                     |
| <p>労働者が常時50人以上の施設は、毎年1回、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行っているか。</p>  | <p>労働安全衛生法第66条の10<br/>労働安全衛生法第52条の9（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法）</p> | <p>心理的な負担の程度を把握するための検査を行っていない。</p>   |
| <p>（心理的な負担の程度を把握するための検査事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目</li> <li>当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目</li> <li>職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目</li> </ul> |   |  |
| <p>労働者が常時50人以上の施設は、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を、労働基準監督署に届け出ているか。</p>  | <p>労働安全衛生規則第52条の21</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「心理的な負担の程度を把握するための検査等」を実施し、報告書を年に1回定期的に労働基準監督署に届け出ている。</li> </ul> |
| <p>労働者が常時50人以上又は女子30人以上の施設においては、労働者が床することができる休養室又は休憩室を確保しているか。</p>  | <p>労働安全衛生規則第613条<br/>労働安全衛生規則第618条</p>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>休養室を確保していない。</li> </ul>   |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等                                    | 評価の基準                        |
|--|--|------------------------------|
| <p>腰痛検診等の腰痛予防対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業管理</li> <li>・作業環境管理</li> <li>・健康管理</li> <li>・労働衛生教育 等</li> </ul> | <p>「職場における腰痛予防対策指針」<br/>(平成25年6月18日)</p> | <p>・腰痛検診等の腰痛予防対策を講じていない。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|--|--|---|
| <p><u>(2)業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-2-(2)</p>                                      | <p>・業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力をしていない。</p>   |
| <p><u>(3)職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</u></p>  | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-2-(3)</p>                                      |   |
| <p>（障害者支援施設の一般原則）<br/>障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>（勤務体制の確保等）<br/>障害者支援施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しているか。</p> <p>（職員の知識及び技能の向上等）<br/>児童福祉施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しているか。</p> <p>研修報告書を作成しているか。<br/>*報告書を作成することにより情報を共有し出席職員以外の者についても資質向上を図る</p> | <p>基準条例第3条第3項</p> <p>基準条例第35条第3項</p> <p>児童基準条例第7条第2項</p> <p>指導</p> | <p>・職員研修の計画を作成していない。</p> <p>・研修が実施されていない<br/>・研修参加の機会がない</p> <p>・研修報告書を作成していない。（受講職員以外の職員への情報共有を行っていない）</p> |
| <p><u>(4)職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-2-(4)</p>                                      | <p>・職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいない。</p>   |



| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等                         | 評価の基準  |
|--|-------------------------------|--|
| <p><b>3 施設の安全・衛生</b></p>   |                               |  |
| <p><b>(1) 建物、設備の維持管理</b></p>   |                               |  |
| <p>施設設備は、適正に整備されているか。<br/>また、<u>建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(8)</p> |  |
| <p>(構造設備)<br/>障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっているか。</p>   | <p>基準条例第8条第1項</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっていない。</li> </ul> |
| <p>障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）となっているか。<br/>前項の規定にかかわらず、障害者支援施設の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと知事が認めたときは、当該障害者支援施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> | <p>基準条例第8条第2項、第3項</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火建築物又は準耐火建築物になっていない。</li> </ul>   |
| <p>(規模)<br/>障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものであるか。<br/>⇒ 別添、【別表】設備に関する基準のとおり。</p>  | <p>基準条例第9条</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造、設備が基準を満たしていない。</li> <li>・施設の使用変更がある。</li> <li>・施設変更届の受付を行っていない。</li> </ul>                |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|--|--|---|
| <p>（設備の基準）<br/>                     障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。<br/>                     ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。<br/>                     ⇒ 別添、【別表】設備に関する基準のとおり。</p> <p>（児童福祉施設の一般原則）<br/>                     児童福祉施設には、児童福祉法（以下「法」という。）に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けているか。<br/>                     ⇒ 別添、【別表】設備に関する基準（児童）のとおり。</p> <p>児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けているか。</p> | <p>根拠法令等<br/>                     基準条例第10条</p> <p>児童基準条例<br/>                     第5条第4項</p> <p>児童基準条例<br/>                     第5条第5項</p> |   |
| <p><b>清掃及び害虫駆除</b></p> <p>施設内外の日常清掃のほか大掃除を6月以内ごとに1回定期的、清掃及び害虫駆除を適切に行っているか。</p> <p>ねずみ、こん虫の駆除を半年に1回以上実施しているか。（発生確認時はその都度実施）</p> <p>ねずみ、こん虫の駆除の実施記録を1年間保管しているか。</p>  | <p>労働安全衛生規則第619条</p> <p>社会福祉施設における衛生管理について（別添）大量調理マニュアルⅡ-5-(2)②</p> <p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)②</p>   | <p>・施設内外を清潔に保つとともに年1回以上大掃除を行っていない。</p> <p>・害虫等の駆除を半年に1回行っていない。（発見時はその都度）</p> <p>・害虫等の駆除記録を1年間保管していない。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準   |
|---|---|---|
| <p><b>水質検査</b></p> <p>水道事業により供給される水以外の井戸水等を使用する場合には、公的検査機関等に依頼して年2回以上水質検査を行っているか。</p> <p>水質検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講じているか。</p> <p>水質検査結果を1年間保管しているか。</p> <p>貯水槽は清潔を保持するため、専門の業者に委託して、年1回以上清掃しているか。</p> <p>貯水槽を清掃した証明書は1年間保管しているか。</p> | <p>社会福祉施設における衛生管理について（平9社援施第65号）（別添）大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦</p> <p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦</p> <p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦</p> <p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧</p> <p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の水質検査を全く実施していない。</li> <li>・飲料水の水質検査を定期的実施していない。</li> <li>・水質検査の結果に対して適切な措置を講じていない。</li> <li>・水質検査の結果を1年間保管していない。</li> <li>・貯水槽の清掃を年1回以上実施していない。</li> <li>・貯水槽の清掃証明書を1年間保管していない。</li> </ul> |

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準  |
|--|--|--|
| <p><b>レジオネラ症防止対策</b></p> <p>循環式浴槽を使用している場合、レジオネラ症の防止のため浴槽水の衛生状態の把握とマニュアルに添った対応がなされているか。</p> <p>&lt;毎日完全換水で使用する場合&gt;</p> <p>浴槽水は毎日完全換水し、清掃や消毒等により、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去しているか。</p> <p>浴槽の清掃を毎日行っているか。</p> <p>1週間に1回以上の浴槽消毒を行っているか。</p> <p>浴槽水の水質検査を1年に1回以上行っているか。</p> <p>&lt;連日使用する場合&gt;</p> <p>浴槽水を1週間に1回以上は完全換水し、清掃や消毒等により、浴槽やろ過器、配管内等に付着する生物膜を除去しているか。</p> <p>浴槽水を1週間に1回以上は完全換水しているか。</p> <p>完全換水後、消毒清掃を行っているか。</p> | <p>社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平15社援基第0725001号）</p> <p>社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて（平13社援基第33号）</p> | <p>・循環式浴槽水のレジオネラ属菌の数値が基準値を超えているが対応していない。</p> <p>・マニュアルに添った対応を行っていない。</p> <p>&lt;毎日完全換水で使用する場合&gt;</p> <p>・浴槽水は毎日完全換水し、清掃や消毒等により、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去していない。</p> <p>・毎日浴槽の清掃を実施していない。</p> <p>・浴槽消毒を月に1回以上行っていない。</p> <p>・浴槽水の水質検査を年1回以上実施していない。</p> <p>&lt;連日使用する場合&gt;</p> <p>・浴槽水を1週間に1回は完全換水し、清掃や消毒等により、浴槽やろ過器、配管内等に付着する生物膜を除去していない。</p> <p>・1週間に1回完全換水していない。</p> <p>・完全換水後の消毒清掃を行っていない。</p> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等 | 評価の基準  |
|---|-------|--|
| <p>浴槽水の水質検査を1年に2回以上行っているか。</p> <p>浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合の水質検査は、1年に4回以上実施しているか。</p> <p>&lt;共通事項&gt;</p> <p>ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施しているか。</p> <p>ろ過器は、1週間に1回以上逆洗で汚れを排出しているか。</p> <p>循環配管内の生物膜の除去及び消毒を年に1回程度実施しているか。</p> <p>集毛器の清掃洗浄・消毒は、毎日実施しているか。</p> <p>水質検査の記録を3年間保管しているか。</p> |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査を年2回以上実施していない。</li> <li>・塩素消毒以外の場合、水質検査を年4回以上実施していない。</li> <li>・消毒を週1回以上実施していない。</li> <li>・週1回以上逆洗で汚れを排出していない。</li> <li>・循環配管内の生物膜の除去及び消毒を年に1回程度実施していない。</li> <li>・集毛器の清掃洗浄・消毒を毎日実施していない。</li> <li>・水質検査の記録を3年間保管していない。</li> </ul> |

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|--|---|--|
| <p><b>4 防災対策の充実強化</b></p> <p><u>防災対策について、その充実強化に努めているか。</u></p> <p>ア <u>消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</u></p> <p><b>防火管理者の届出</b><br/>消防署に防火管理者の届出を行っているか。</p> <p>防火管理者を解任した場合も、遅滞なく届出しているか。（新任者を選任し、消防署へ届出を行っているか）</p> <p><b>消防用設備の点検</b><br/>消防用設備の点検を実施しているか。<br/>防火管理者は消防用設備等の点検及び整備が義務づけられている。<br/>また、消防用設備等の定期的点検結果の消防署への報告が義務づけられている（法定点検）<br/>6ヶ月に1回の機器点検と年に1回の総合点検を実施しているか。<br/>年1回は消防署に点検結果を報告しているか。</p> <p>点検結果後、修理等が必要な個所については必要な措置を講じているか。</p> <p>イ <u>非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「高齢者等避難」、「避難指示」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。</u></p> | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-3</p> <p>消防法第8条第2項<br/>消防法施行規則第3条第1項</p> <p>消防法第17条の3の3<br/>消防法施行規則第31条の6</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者を選任しているが消防署へ届出していない。</li> <li>・防火管理者の変更の届出を行っていない。</li> <li>・消防用設備等の点検を全く実施していない。</li> <li>・消防用設備等の点検報告を行っていない。</li> <li>・消防設備に故障等がある。</li> </ul> |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等 | 評価の基準   |
|--|-------|---|
| <p>ウ 障害者支援施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。<br/>また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）</p>   |       |   |
| <p>エ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。）。</p> <p>【具体的な項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等の立地条件（地形 等）</li> <li>・災害に関する情報の入手方法（「避難情報」等の情報の入手方法の確認等）</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準（「高齢者等避難」時 等）</li> <li>・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等）</li> <li>・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）</li> <li>・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul> |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画に盛り込まれていない項目がある。</li> </ul> |
| <p>オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。<br/>また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</p>   |       |   |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|--|---|--|
| <p>（非常災害対策）</p> <p>障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。</p> <p>障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。</p> | <p>根拠法令等<br/>基準条例第37条第1項</p> <p>児童基準条例<br/>第12条の2第1項</p>  | <p>評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画（水害・土砂災害・地震等に対処するための計画を含む）を策定していない。</li> <li>・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。</li> <li>・非常災害に関する具体的な計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知していない。</li> </ul> |
| <p><b>消防計画の作成</b></p> <p>消防計画を作成し、消防署への届出しているか。</p> <p>消防計画は、実情に応じて見直しを図っているか。</p> <p>変更後の消防計画は、消防署へ届出しているか。</p>   | <p>消防法施行令第3条の2第1項<br/>消防法施行規則第3条第1項</p> <p>消防法施行令第3条の2第1項<br/>消防法施行規則第3条第1項<br/>消防法施行規則第3条第1項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防計画を作成していない。</li> <li>・実態に合わせた変更を行っていない。</li> <li>・消防署へ届出していない。</li> </ul>  |



指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|--|--|---|
| <p>○ 災害時に市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報を確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようになっているか。</p> <p>○ 防災安全対策に関して、常時消防機関の指導を受ける等連携を密にし、施設の整備、構造、配置、入所者の状況についても十分に理解を得ているか。</p> <p>○ 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図っているか。</p> <p>日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難</p> <p>○ 等に協力してもらえよう体制の構築に努めているか。</p> <p>*施設の火災等においては、施設職員だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多いので、近隣の施設、病院等との連携地域の自治会、近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図る。</p> | <p>社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（平28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障0901第1号、老高発0909第1号各通知）</p> <p>社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭62社施第107号）</p> | <p>・災害時に市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報を把握し、利用者の安全を確保するための行動がとれるよう整備していない。</p> <p>・防災安全対策に関して消防機関との連携を密にしていな</p> <p>・近隣住民との協力体制が取れていない。</p> |
| <p><u>力 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</u></p> <p><u>また、児童福祉施設においては、消火訓練及び避難訓練を月1回以上実施されているか。</u></p>   |  |   |
| <p>障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められている回数実施しているか。</p>   | <p>基準条例第37条第2項</p>   |   |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|--|--|---|
| <p>・社会福祉施設では、消防法施行規則第3条第10項に基づいて避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しなければならない。</p> <p>障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行っているか。</p> <p>入所施設においては、夜間の災害発生は混乱が予想されることから、夜間における訓練も実施すること。<br/>【夜間想定でも可】<br/>避難訓練について、消防署へ通知しているか。</p> <p>訓練結果の記録を整備しているか。<br/>〈参考〉<br/>・消防計画に沿って、避難・消火・通報訓練が定期的に行われること<br/>・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。<br/>・訓練結果については、毎回記録し、次回訓練等の参考にすること。<br/>・夜間又は夜間を想定した訓練をそのうち1回以上</p> | <p>消防法施行規則第3条第10項</p> <p>児童基準条例<br/>第12条の2第2項</p> <p>社会福祉施設における防災対策の強化について（昭58社施第121号）</p> <p>消防法施行規則第3条第11項</p> <p>消防法施行規則第4条の2の4</p> | <p>・避難訓練及び消火訓練を消防法に基づき年2回以上実施していない。</p> <p>・避難訓練及び消火訓練の未実施月がある。</p> <p>・夜間（想定）の避難訓練を実施していない。</p> <p>・消防署に消防訓練の通知を行っていない。</p> <p>・実施記録を整備していない。<br/>・実施記録に記載漏れがある。</p> |
| <p><u>キ</u> 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。</p>   |  | <p>・非常災害対策計画の見直しを行っていない。</p>  |
| <p>○ <u>防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間・休日を含め迅速な連絡、情報交換、情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討しているか。</u></p>  | <p>社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）（平28雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号）</p>   | <p>・防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策を検討していない。</p>  |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等   | 評価の基準   |
|---|---|---|
| <p>○ <u>防災・防犯の対策に当たり、近隣住民、近隣施設との協力体制は取られているか。</u></p> <p>地震防災応急計画を作成しているか。<br/>                     &lt;消防計画を作成することが必要とされていない施設&gt;<br/>                     地震防災応急計画を作成し、県知事に届出するとともに、その写しを市町村長に送付すること。</p> <p>&lt;消防計画を作成することが必要とされている施設&gt;<br/>                     消防計画中に地震防災応急計画相当事項を定めること。改正した消防計画を消防署に届出するとともに、その写しを市町村長に送付すること。</p> <p>地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を見直しているか。<br/>                     社会環境の変化、施設設備強化等に応じた見直しを行い、実態と合ったものとなっているか。</p> | <p>社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭62社施第107号）</p> <p>社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）（平28雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号）</p> <p>社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭55社施第5号）</p> <p>社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭55社施第5号）</p> | <p>・近隣住民との協力体制が取れていない。</p> <p>・地震防災応急計画を作成していない。</p> <p>・消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めていない。</p> <p>・地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を実態に合わせて変更していない。</p> |

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等  | 評価の基準   |
|--|--|---|
| <p><b>5 事故発生時の対応等</b></p> <p>（１）利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、<u>県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>（２）障害者支援施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>（３）利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しているか。</p> <p>（４）事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めているか。</p> <p>事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> | <p>基準条例第44条第1項</p> <p>基準条例第44条第2項</p> <p>基準条例第44条第3項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が発生した際に医療機関への対応（市町村や入所者の家族等に連絡）をしていない。（必要な措置を講じていない。）</li> <li>※全く行っていない場合</li> <li>・事故が発生した際に医療機関への対応（市町村や入所者の家族等に連絡）をしていない（必要な措置を講じていない）事例があった。（状況によりB）</li> <li>・事故が発生した際の家族等への連絡をしていない（遅延している）事例があった。</li> <li>・事故が発生した際に、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を残していなかった。</li> <li>・利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償していない。</li> <li>・事故発生時の対応マニュアル等がない。</li> <li>・事故の再発防止のための対策を講じていない。</li> </ul> |

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準 |
|--|---|-------|
| <p><b>6 運営費の弾力運用</b></p> <p><u>（9）運営費は適正に運用され、弾力運用も適切に行われているか。</u><br/> <u>（児童福祉施設へ支弁される障害児施設措置費相当額に限る。）</u></p> <p>ア 次の条件が満たされた上で、運営費の弾力運用が行われているか。</p> <p>a <u>関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正に法人・施設運営が確保されていると認められること。</u></p> <p>b <u>社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。</u></p> <p>c <u>利用者本意のサービス提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。</u></li> <li><u>・福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。</u></li> </ul> <p><u>また、Cの要件を満たさない場合の弾力運用は、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運用及び指導について」（平成16年3月12日障障発第0312002号等）通知の（問5）に照らし妥当か。</u></p> <p>イ <u>運用収入の本部経理区分への繰入額は妥当であるか。</u></p> <p>ウ <u>各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。</u><br/> <u>また、使途及び使用計画は、実情に即したものであるか。</u></p> | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(9)</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について平成16社援発第0312001号局長連名通知（以下、「弾力運用局長通知」という。）</p> |       |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）   | 根拠法令等 | 評価の基準 |
|---|-------|-------|
| <p>エ 前期未払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事会の承認<br/> <u>手続や使途は適正なものとなっているか。</u></p> <p>オ 積立金の目的以外の使用について、理事会において十分審査の上、<br/> <u>やむを得ないものとなっているか。</u></p> <p>カ 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われ<br/> <u>ているか</u></p> |       |       |

指導基準（障害者支援施設等）

| 観点（基本的な考え方）  | 根拠法令等   | 評価の基準  |
|--|---|--|
| <p>7 その他<br/>                     (1) 地域との連携</p>   |   |  |
| <p><u>施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</u></p>   | <p>障害者支援施設等指導監査指針第2<br/>                     - 1 - (10)</p> |  |
| <p>(地域との連携等)<br/>                     障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。</p> | <p>基準条例第43条</p>   | <p>・地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めていない。</p> |

## 【別表】設備に関する基準（障害者支援施設）

（設備の基準）

第10条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならぬ。

### (1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

### (2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

### (3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

### (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

### (5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

### (6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

### (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

### (8) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下（両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備の基準を満たさなければならない。

4 第1項に規定する相談室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。



## 【別表】設備に関する基準（児童福祉施設）

（設備の基準）

第66条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

(2) 前号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 第1号に規定する設備のほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり、特殊表示等の身体の機能の不自由を補う設備

(4) 第1号に規定する設備のほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 第1号の児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(8) 第1号の児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(9) 第1号の便所は、男子用と女子用とを別にすること。

（設備の基準）

第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

(2) 前号に規定する設備のほか、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

(3) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合には、これを設けないことができる。

(4) 第1号及び前号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(設備の基準)

第80条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。)の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。
- (4) 第1号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- (5) 第1号に規定する設備のほか、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(設備の基準)

第86条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- (2) 前号に規定する設備のほか、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

## 【別表】人員に関する基準（障害者支援施設）

（職員の配置の基準）

第4条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数

生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上

(a) a'からc'までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれa'からc'までに定める数

a' 平均障害支援区分が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。b'及びc'において同じ。）の数を6で除した数

b' 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c' 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(b) (a)a'の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

c 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

d 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

- ウ 障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(3) 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
  - b 看護職員 1以上
  - c 理学療法士又は作業療法士 1以上
  - d 生活支援員 1以上
- (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下 1以上
  - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合には、アに掲げる員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

- ウ 障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- エ ア(ア)の看護職員及び生活支援員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。
- オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下 1以上
  - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 健康管理等を行う必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合におけるアの規定の適用については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

ウ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合には、ア及びイに定める員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア(ア)(イにおいて読み替えて適用する場合を含む。)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設としてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項又は第18条の2第1項の規定による認定を受けた障害者支援施設(以下「認定障害者支援施設」という。)が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(ア)及びイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(ウ)及びイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者支援施設基準第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上)

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに障害者支援施設を開設する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する障害者支援施設の職員(施設長を除く。)は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第5条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合には、前条第1項第2号エ、第3号エ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第6条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員(サービス管理責任者を除く。)のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

## 【別表】人員に関する基準（児童福祉施設）

（職員）

第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第4項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準第49条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。

4 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第81条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医及び児童指導員については、第2項及び第3項の規定を準用する。

7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第4項の規定を準用する。

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。

10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、第1項の規定を準用する。



11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

12 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。

13 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。

14 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

15 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。

16 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。

17 第1項、第5項、第10項又は第14項に規定する職員のほか、福祉型障害児入所施設において心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合は心理指導担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を置かなければならない。

18 前項の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

## 【別表】規模（障害者支援施設）

（規模）

障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。)にあっては、10人以上)
- (2) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計

は、20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上)でなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)及び就労移行支援 6人以上
- (2) 就労継続支援B型 10人以上
- (3) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上)